

新しい建築士制度の概要について

建築士法の一部を改正する法律(平成30年法律第93号)

公布:平成30年12月14日 施行:令和2年3月1日

1. 建築士試験の受験資格の見直し

建築士試験を受験する際の要件であった実務の経験について、免許登録の際の要件に改めることにより、原則として、試験の前後にかかわらず、免許登録の際までに積んでいけばよいこととなりました。

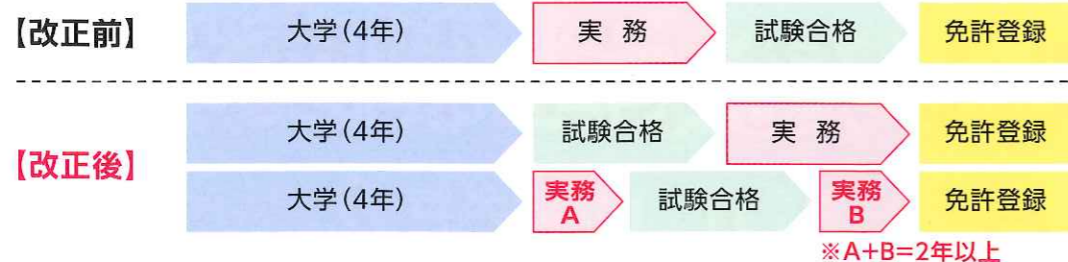
【改正前】

実務経験は受験要件

【改正後】

実務経験は免許登録要件

【例】大学を卒業し、一級建築士の免許を取得する場合



※A+B=2年以上



新たな受験資格要件及び免許登録要件

	受験資格要件		免許登録要件	
	学歴(卒業学校)	学歴(卒業学校)	実務経験	
一級	大学・短期大学・高等専門学校	大学	2年以上	
		短期大学(3年)	3年以上	
		短期大学(2年)・高等専門学校	4年以上	
	二級建築士	二級建築士	二級建築士として4年以上	
二級 木造	大学・短期大学・高等専門学校・高等学校	国土交通大臣が同等と認める者	国土交通大臣が同等と認める者	所定の年数以上
		建築設備士	建築設備士	建築設備士として4年以上
	実務経験7年※	—	7年以上	
	都道府県知事が同等と認める者	都道府県知事が同等と認める者	所定の年数以上	

※実務経験のみで二級・木造建築士試験を受験する場合は、引き続き、受験資格要件として、実務経験が必要です。

例えば、建築に関する科目を履修して大学を卒業した者が一級建築士試験を受験する場合、大学卒業後に建築実務の経験を2年以上経ることが必要であったところ、新しい建築士制度では、

- 大学卒業直後から実務経験を経なくても一級建築士試験を受験可能
- 試験に合格した上で、大学卒業後の建築実務の経験が2年以上あれば一級建築士として登録することが可能

となりました。

2. 建築士資格に係る実務経験の対象実務の見直し

■ 実務経験の対象実務の拡大

近年の既存ストックの有効利用や建築物の性能向上などが進められる中、建築士は単に設計・工事監理を行うだけでなく「建築物の総合的な専門家」としての役割を果たすことが求められています。

こうした近年の建築士を巡る環境変化を踏まえ、対象実務の考え方について、「建築物を調査・評価する」業務を追加するとともに、対象実務を拡大しました。

■ 拡大される実務経験の適用

今回の見直しにより追加された実務を施行日(令和2年3月1日)前に行っていたとしても、実務経験としてカウントできません。施行日(令和2年3月1日)以後に行われた実務から実務経験年数にカウントされます。



新たな実務経験の対象範囲 ※赤字が今回見直しにより追加する実務

①建築物の設計に関する実務

- 建築物の設計に関する業務
 - ・建築物の特定の部分・機能に係る設計
 - ・基本計画策定に係る業務のうち、建築士事務所で行われる建築物の設計に関する図書の作成に係る業務(図書を作成するために必要となる直接的な業務を含む)
例:設計と条件整理、事業計画検討など
 - ・建築士事務所で行われる標準的な設計を行う業務(単なるトレースである業務は除く)
例:事務所内部で使用する標準仕様書の作成、BIM部品の作成など
 - ・解体工事に係る設計
 - ・建築積算関連業務(単なる計算業務を除く)

②建築物の工事監理に関する実務

- 建築物の工事監理に関する業務

③建築工事の指導監督に関する実務

- 建築物の指導監督に関する実務
 - ・法令に基づく法人による建築工事の指導監督に関する実務(単なる記録に係るものは除く)
例:住宅瑕疵担保責任保険にかかる検査業務(保険検査)、住宅性能表示制度における性能評価業務(性能評価)、独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務(適合証明)、建築物エネルギー消費性能適合性判定業務(省エネ適判)など

④建築物に関する調査又は評価に関する実務

- 建築士事務所で行われる建築物に関する調査又は評価に係る業務
例:既存建築物の調査・検査、調査結果を踏まえた劣化状況等の評価、建築基準法第12条第1項に規定する定期調査・報告など

⑤建築工事の施工の技術上の管理に関する実務

- 以下の業種区分に係る施工の技術上の管理
 - ・建築一式工事、大工工事
 - ・以下のいずれも満たす工事
 - ・専門性が高く独自に施工図の作成が必要となるような工事
 - ・建築物の部分又は機能の一部に係る工事であって、建築物全体又は多くの機能(構造、設備、計画など)との関係が密接な工事
例:鉄骨工事、鉄筋工事、解体工事(4号建築物以外のものに限る)など
- 建築設備の設置工事に関する施工の技術上の管理の実務

⑥建築・住宅・都市計画行政に関する実務

- 建築行政*
例:建築基準法等に係る個々の建築物の審査/検査/指導/解釈/運用等に係る業務、法律に基づき行う認定・審査・判定を行う業務、建築物に係る技術的基準の策定業務など
*従前、建築確認及び消防長、消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務のみが対象であった。
- 住宅行政(建築物に直接関係する業務に限る)
例:建築物の性能向上等を図る補助金の審査業務、特定空家等の調査など
- 都市計画行政(具体的な建築物の整備等に係る業務に限る)
例:市街地再開発事業、土地区画整理事業など

⑦建築教育・研究・開発及びそのほかの業務

- 大学院におけるインターンシップ
- 建築士試験に係る全科目を担当可能*でありかつ設計製図を担当する建築教育の教員の業務
*所属長が該当性を証明
- 建築物に係る研究(ただし査読を経て学会誌に掲載等されるなど、第三者による一定の審査を経て公表等されるものに限る)
- 建築士事務所で行われる既存建築物の利活用検討・維持保全計画策定の業務(ただし、建築物に直接関係する業務に限る)

対象となる実務経験の具体例

上記に加え、個別具体的実務内容が対象実務に該当するか否かについて、建築士を志望する者が判断することが可能となるように、詳細の「対象となる実務経験の例示リスト」を、建築士免許登録機関のHPに公表し、順次更新していきます。

実務経験の審査方法の厳格化

対象実務の拡大と併せて、実務経験の申告に係る第三者の証明について、建築士事務所での実務の場合は原則として管理建築士又は所属建築士に、建築士事務所以外での実務の場合は原則として法人による証明に限定するとともに、実務経験内容についてより詳細な申告を求めるとします。

【告示改正】二級・木造建築士に係る受験資格・免許登録要件整理表

令和元年11月1日公布
令和2年3月1日施行

			改正前				改正後																
			指定科目の 単位数※1	建築実務の経 験年数	建築士法 第15条	告示	受験資格				資格付与												
							指定科目の 単位数()内 は必修科目 単位数	実務経験	新士法 第15条	告示	指定科目の単位 数()内は必修科 目単位数	実務経験	新士法 第4条第4項	告示									
大学、短期大学、高等専門学校			40(20)	0年	第一号	第743号	20(10)	0年	第一号	第753号	40(10)	0年	第一号	第749号									
			30(20)	1年以上	第三号	都道府県 告示					30(10)	1年以上	第三号	都道府県 告示									
			20(20)	2年以上	第三号						20(10)	2年以上	第三号										
職業能力開発総合大学校、能力開発大学校、 職業能力開発短期大学校			40(20)	0年	第三号				第二号	都道府県 告示	40(10)	0年	第三号		都道府県 告示								
			30(20)	1年以上	第三号	30(10)					1年以上	第三号											
			20(20)	2年以上	第三号	20(10)					2年以上	第三号											
高等学校、中等教育学校			20(10)	3年以上	第二号	第744号	15(10)	1年以上	第一号	第753号	20(10)	2年以上	第二号	第750号									
			15(10)	4年以上	第三号	都道府県 告示					15(10)	1年以上	第二号	都道府県 告示	15(10)	3年以上	第三号	都道府県 告示					
専修学校			高等学校卒 修業2年以上		40(20)		0年	第三号	20(10)	0年					第二号	都道府県 告示	40(10)		0年	第三号			
					修業1年以上		30(20)	1年以上									第三号		30(10)	1年以上	第三号		
			中学校卒 修業2年以上				20(20)	2年以上									第三号		20(10)	2年以上	第三号	20(10)	2年以上
					修業1年以上		20(10)	3年以上									第三号		15(10)	4年以上	第三号	10(10)	5年以上
職業訓練 学校等			高等学校卒 修業3年以上				15(10)	4年以上	第三号	20(10)					0年	第二号	都道府県 告示		15(10)	3年以上	第三号		
					修業2年以上		10(10)	5年以上	第三号										10(10)	4年以上	第三号		
							修業1年以上		30(20)										1年以上	第三号	30(10)	1年以上	第三号
			中学校卒 修業3年以上		20(20)				2年以上										第三号	20(10)	2年以上	第三号	20(10)
					修業2年以上		20(10)	3年以上	第三号										20(10)	2年以上	第三号	20(10)	2年以上
			修業1年以上				20(10)	3年以上	第三号		15(10)	4年以上	第三号	15(10)				3年以上	第三号				
中学校卒 修業2年以上		15(10)			4年以上	第三号	10(10)	5年以上	第三号	10(10)	4年以上	第三号											
		修業1年以上		10(10)	5年以上	第三号	10(10)	2年以上	第三号	10(10)	4年以上	第三号											
学歴なし				—	7年以上	第四号	—	—	7年以上	第三号	—	0	7年以上	第四号	—								